

(別紙)

〔 重点清掃区域 〕

①重点清掃区域の清掃場所及びごみ集積所は、各地区自治会連合会会長が指定します。

・指定場所以外にごみを集積されても収集しません。

②ごみは、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」の2種類に分別してください。

・「空き缶、空きびん」は「燃やせないごみ」です。

・「ペットボトル」、「容器包装プラスチック」は「燃やせるごみ」です。

③午前10時30分からごみ収集を開始します。

・収集開始時刻までに清掃を終え、ごみを指定場所に集積してください。

④ごみ収集用の透明ビニール袋は、自治会連合会が配布します。

・各地区への配布枚数は、事前の理事会で各地区連合会長にお知らせし、配布計画を立てていただきますが、不足する分については、それぞれの地区でご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

・「環境美化の日専用ごみ袋」や「環境美化ボランティア袋」、「市指定袋（有料袋）」は使用しないでください。

〔 一般清掃区域 〕

①一般清掃区域は、道路・公園・公民館等の公共の場所とし、ごみ集積所（原則3か所以内）は、各自治会会長が指定します。

・家庭からのごみは出さないようにお願いします。

・ごみ集積所は、収集車が積み込みしやすい、広い道路沿いに設定してください。

・指定場所以外にごみを集積されても収集されません。

②市環境業務課に実施計画書を必ず提出して下さい。提出がない場合収集されません。

③ごみは、「燃やせるごみ」と「燃やせないごみ」の2種類に分別してください。

・「空き缶、空きびん」は「燃やせないごみ」です。

・「ペットボトル」、「容器包装プラスチック」は「燃やせるごみ」です。

④午前10時30分からごみ収集を開始します。

・収集開始時刻までに清掃を終え、ごみを指定場所に集積してください。

⑤ごみ収集用の透明ビニール袋は、自治会連合会が配布します。

・各地区への配布枚数は、事前の理事会で各地区連合会長にお知らせし、配布計画を立てていただきますが、不足する分については、それぞれの地区でご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

・「環境美化の日専用ごみ袋」や「環境美化ボランティア袋」、「市指定袋（有料袋）」は使用しないでください。

〔 特に注意を要するごみの出し方 〕

◆剪定した木の枝や草について

- ・バラのままで収集できません。
- ・木の枝は、長さ1 m未満・直径 12 cm以内に切り、ヒモでしっかり縛ってください。
- ・草は、透明なビニール袋に入れてください。

◆放置されている粗大ごみ（自転車含む）やリサイクルが義務付けられている家電品について

- ・投棄者を調査する必要がありますので、現場から動かさないで、見つけ次第環境業務課（21-1762）へご連絡ください。

◆道路側溝の排土の処理について

- ・道路側溝の清掃で出た排土の処理は、計画書に予想される数量を記入します。
- ・排土の収集は、ごみ収集と異なり、翌日以降に実施します。
なお、収集に数日を要する場合がありますので、ご了承ください。
- ・「土のう袋」等の丈夫な袋に入れ、指定場所に出してください。

※「土のう袋」は、環境業務課、道路維持事務所、各総合支所、各地域センター、各地域事務所で配布を予定しています。

〔 屋外作業時の注意事項 〕

1. 山や草むらでの活動の際「ダニ」に咬まれないよう帽子、手袋、長袖、長ズボン等を着用し、肌の露出を少なくしてください。

また、「ダニ」に咬まれたときは、無理に引き抜こうとせず医療機関（皮膚科など）で処理してください。

2. 「草刈機」の使用をする場合、ヘルメット、保護メガネ、手袋等の保護具を必ず装着し、周囲15メートル以内に人がいないか確認して作業をして下さい。
また、刃に詰まった草等を取り除く時は必ず機器を停止して下さい。